

十三連隊は「俘虜ヲ受付クルヲ許サズ」ではなく、俘虜（POW）を受け付けるのを許して、その場の状況に応じて俘虜を使役していたことになる。

つまりすでに述べたように、「各隊ハ師団ノ指示アル迄俘虜ヲ受付クルヲ許サズ、俘虜ヲ処分スベシ」ではなく、「各隊ハ師団ノ指示アル迄俘虜ヲ受付クルヲ許サズ」に止めた命令であったからこそ、このような措置がとれたのである。最悪の場合を想定したうえで、それぞれに選択を許す旅団命令であった、と言えよう。

ちなみに、中島師団長は陣中日記に「捕虜ハセヌ方針ナレバ」と書いていたが、それも状況に応じては取捨選択を許す柔軟な方針であった。その一例を示しておきたい。

京都十六師団経理部の金丸吉生軍曹は、陥落二日後の十二月十五日から、下関の製粉工場（正しくは三又河
畔の大同製粉工場）を接収して野戦倉庫とし、そこにある大量の小麦粉を、捕虜を指揮して京都十六師団の各部隊に配給するのが任務となった。それから一週間が過ぎた十二月二十三日午後のこと、中島師団長がこの野戦倉庫の視察に突如として現れた。突然の視察であったため、捕虜三百名が押収武器の傍らにいるのを、中島中将に見られてしまった。

「倉庫を順次案内しました。ここでまた、トンでもない事が起こりました。私が勝手に使っていた捕虜の姿が見えないのをすっかり忘れて、最後の倉庫の前まで行くと扉が閉まっていたので、衛兵に「開けよ」と伝えましたら、中には捕虜三百名が初日に取りあげた兵器の傍にしゃがんでいました。

私も驚きましたが、閣下も一驚した様子で、たちまち大声で「これは何だ。こんな者と兵器と一緒にして、もし反抗したらどうするんだ」ときつい叱責をうけました。